年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 16件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 36 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 29 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年9月まで

申立期間については、A会の担当者から国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、納付できる分は全て納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA会の担当者から国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、納付できる分は全て納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直前の平成元年 12 月の保険料を4年1月 28 日に遡って納付し、かつ、申立期間直後の2年 10 月及び同年 11 月の保険料も4年8月 28 日に遡って納付しており、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間以降に未納期間は無く、申立人が9か月と短期間の申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月

私は、厚生年金保険から国民年金への切替えのため、昭和50年12月 にA市役所で加入手続を行い、その時に1か月分の国民年金保険料を 納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に厚生年金保険からの切替えの手続をA市役所で行い、その時に1か月分の国民年金保険料を納付したとしているところ、A市役所では申立期間当時、国民年金への切替え時に保険料を現金で徴収していたこともあったとしており、申立人の申立内容は、当時の取扱いと符合する。

また、申立人の夫は、未納は無い上、申立人についても結婚を契機に国 民年金に加入してからは申立期間を除き保険料の未納が無いことから、申 立人の納付意識は高かったと考えられ、厚生年金保険からの切替え直後の 1か月分のみ納付しなかったとは考え難く、ほかに保険料を納付できなか った特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年12月まで

② 平成4年1月から同年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間及び重複期間のあることを知った。 私の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保 険料を納付してくれたが、申立期間②の保険料については、私も納付し た記憶があり、私と父が保険料を重複して納付したと思う。申立期間① は未納になっていることに、申立期間②の保険料は重複して保険料を納 付したので環付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民 年金手帳記号番号は、平成4年6月から同年7月の間に払い出されたと 推認され、その時点では、申立期間は過年度納付により保険料を納付す ることができる期間である。

また、平成6年1月21日に4年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、国民年金の加入手続を行った時点で申立期間の保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、9か月と短期間である申立期間の保険料納付ができなかった特段の事情が見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当初国民年金の加入手続や国民年金 保険料の納付はその父が行ったため保険料の納付場所や納付書の形式な どを把握していないとしていたものを、申立期間②の保険料は、その父の納付とは別に後日申立人が過年度納付したとの申述に変更した。このことから、申立人は、申立期間②の保険料を重複して納付したため保険料の還付を主張しているが、申立期間②の保険料の納付時期、納付場所及び納付書の送達場所などについて記憶が明確でないとするなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、結婚後にA町役場の人から将来年金の受給額が低くなると言われ、昭和 54 年4月*日に国民年金への任意加入手続を行い、申立期間についてはB町役場(現在は、C市役所B支所)で保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚後の昭和 54 年4月*日にA町役場で任意加入手続を行った後、申立期間についてはB町役場において国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の任意加入資格は 54 年4月*日に取得してから 61 年4月に第3号被保険者資格を取得するまで資格を喪失しておらず、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間の直前は納付済みとなっている上、申立人が 12 か月と 短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たら ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から平成3年3月まで

② 平成6年4月から7年3月まで

申立期間①について、私の父が私の国民年金への加入手続を行い、20歳に遡って国民年金保険料を納付したと聞いている。納付記録は平成3年4月からあるが、同年は私がAに勤務し始めた年であり、その年に国民年金に加入するのは不自然である。

申立期間②について、父はB町役場で私の国民年金保険料を納付していたが、保険料は前納の方が得と聞いて保険料を前納していたはずである。

申立期間①は未加入期間、申立期間②は未納期間となっており、申立期間①及び②が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、申立人の国民年金保険料をB町役場においてその父が前納したとしている。これについて、申立人は申立期間②の前後を含め、全ての加入期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人が 12 か月と比較的短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。
- 2 申立期間①について、申立人は、その父が申立人の国民年金への加入 手続を行い、20 歳に遡って国民年金保険料を納付したと聞いていると している。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し

たとするその父は既に他界しているため証言が得られず、これらの状況 が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成4年 12 月頃に払い出されたと推認され、また、B町役場保管の申立人の国民年金被保険者名簿は、申立人が国民年金第1号被保険者の資格を取得したのは、オンライン記録と同じく平成3年4月1日と記録され、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年3月まで

② 昭和42年4月から43年3月まで

③ 昭和43年4月から46年2月まで

私は、20歳になった昭和38年頃、夫に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料の納付をしてもらった。また、申立期間①及び③における保険料の未納及び申立期間②の免除分については、45年8月にA市内で住所地へ引っ越しをした以降に、夫が農協等の金融機関でまとめて払ってくれた記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されたことになっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、未納となっていた申立期間①及び③の保険料及び免除となっていた申立期間②の保険料を、その夫が昭和 45 年8月以降に金融機関でまとめて納付又は追納したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市において、46 年3月頃に払い出されたと推認される手帳記号番号のほかに、40 年2月頃、別の手帳記号番号が払い出されており、婚姻した頃の 38 年4月から納付済みとなっていることから、申立人の主張は信頼できる。

また、申立人は、昭和 46 年3月頃、A市において、新たに国民年金の加入手続を行っていることから、当該時点において、申立人は保険料を納付する意思を有していたものと認められる上、第1回特例納付が行われて

いた時期でもあり、申立期間①及び③は特例納付が可能であること、及び申立期間②は免除から 10 年を経過しておらず、追納が可能であることから、申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、A市役所の担当者から未納期間の保険料を納付するよう促され、数回、一括で納付したと述べているところ、昭和 49 年1月に 46 年8月から同年9月までの国民年金保険料を第2回特例納付しており、その時点でも、申立期間①及び③については第2回特例納付が可能な期間であり、申立期間②においても追納が可能である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②について、申立人が一緒に保険料 を納付していたとするその夫は、同期間について納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、② 及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和59年5月から同年9月までを16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月1日から57年8月21日まで

② 昭和57年10月1日から平成2年4月1日まで

③ 平成2年5月7日から6年3月16日まで

申立期間①はA所、申立期間②は株式会社B、申立期間③は株式会社 Cに勤務していたが、標準報酬月額の記録が給与明細書の支給額より低 いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち昭和59年5月から同年9月までは、16万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、今回訂正をする期間に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) の事業主に よる納付義務の履行については、事業主は、関連資料は保存しておらず 不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 59 年 5 月から同年 9 月までを除く期間については給料支払明細書、及び申立期間③については賃金計算書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間①については、A所提出の「健康保険厚生年金保険被保険者 資格取得確認通知書及び標準報酬月額決定通知書」に記載の申立人の昭 和 56 年 12 月 1 日の資格取得時の標準報酬月額は 10 万 4,000 円で、オ ンライン記録と一致している。

また、A所は、申立人の申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額は不明としており、同僚からも申立期間①に係る申立人の給与支給額及び保険料控除額について具体的な供述を得られない。

さらに、申立期間①の給与支給額及び保険料控除額の分かる給与明細書は無い。

このほか、申立人の申立期間①について、申立人の主張する標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額を 34 万円とする旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を 34 万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年8月1日まで

② 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

A株式会社の従業員として勤務していた期間のうち、昭和 46 年 10 月から 47 年 7 月までの標準報酬月額の記録がそれ以前の期間の標準報酬月額の記録より下がっているが、当時給与が下がった記憶が無く、この記録には納得できない。

また、昭和60年10月から61年9月までの標準報酬月額の記録が24万円となっているが、給与明細書における厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額34万円相当額となっている。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した給与明細書により、申立人は申立期間②において、 標準報酬月額 34 万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されてい ることが確認できる。

また、事業主は申立人の申立てどおりの標準報酬月額の届出を行ったと回答しているところ、事業主の提出した昭和60年10月1日の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、事業主がB基金(平成16年4月1日代行返上後、C基金)に対し、標準報酬月額を34万円とする届出を行ったことが確認できる。

さらに、C基金は、「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届は複写式の様式を使用しており、基金に提出したものと同一内容の書類が社会

保険事務所にも提出されていたと思われる。」と回答している上、B基金に係る加入員台帳において、申立期間②に係る標準報酬月額の記録が34万円から24万円へ修正されているが、同基金に係る厚生年金基金届出事項訂正・変更通知書(記録整備用)により、修正された日付は平成15年9月8日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 事業主は、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険月額算定基 礎届において標準報酬月額を 34 万円とする旨の届出を社会保険事務所 に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報 酬月額の記録を 34 万円とすることが妥当である。

2 申立人は申立期間①について、給与が下がった記憶が無いにもかかわらず、標準報酬月額が6万4,000円から5万6,000円に減額されていることは納得できないと主張している。

しかしながら、事業主は、「申立期間①における標準報酬月額を5万6,000円とする届出を社会保険事務所へ行った。」と回答しているところ、事業主の保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、事業主がB基金に対し昭和46年8月1日に標準報酬月額を5万6,000円とする届出を行ったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることは できない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の上記訂正後の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成10年7月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成8年10月1日から10年10月26日まで ねんきん定期便を確認したところ、平成8年10月1日から10年10 月26日までの25か月についての標準報酬月額が9万2,000円と記録 されており、標準報酬月額が給与の額に見合っていない。保存してい る給与明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の 記録を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書により、平成8年10月から9年9月までの期間については38万円、同年10月から10年9月までの期間については44万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は平成 8年10月から9年9月までの期間については38万円、同年10月から 10年6月までの期間については44万円、同年7月から同年9月までの 期間については 34 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 10 年 10 月 26 日の後の同年 11 月 11 日付けで、8年 10 月 1 日まで遡って標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は取締役の立場になく、当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年10月から9年9月までの期間については38万円、同年10月から10年6月までの期間については44万円、同年7月から同年9月までの期間については34万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付 義務の履行については、事業主は死亡しているため回答は得られないが、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明ら かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、当該標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年5月から同年9月までの期間については、給与支給明細書に記載された報酬月額(44万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(38万円)を超えているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(38万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(38万円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に

当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成9年10月から10年6月までの期間については、給与支給明細書に記載された報酬月額(44万円)及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(44万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(44万円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月13日から同年7月1日まで

② 昭和30年12月7日から33年2月11日まで

現在、A株式会社及びB株式会社C工場での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっている。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間(B株式会社C工場)と申立期間①及び②の被保険者期間(A株式会社及びB株式会社C工場)は同一番号で管理されている上、未請求期間は申立期間②と同一事業所であるにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者 資格喪失日から約 11 か月半後の昭和 34 年 1 月 23 日に支給決定されたこ ととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難 い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと 認められることから、両申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正す ることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から40年10月1日まで

② 昭和42年10月12日から44年6月16日まで

③ 昭和45年2月16日から同年9月29日まで

平成 22 年9月頃、脱退手当金受給の有無の確認についてのはがきが届き、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間②及び③の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②及び③の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年1か月後の昭和48年10月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は当該脱退手当金が支給決定されたこととなっている 時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立 人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、

申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①について、申立人が勤務していた事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年2月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①の後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき申立人の申立期間の標準賞与額の記録については22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

A所から平成19年7月20日に支給された賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所及び申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額(22 万 8,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3月 28 日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき申立人の申立期間の標準賞与額の記録については33万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

A所から平成19年7月20日に支給された賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所及び申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額(33 万 6,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3月 28 日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所は当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の、申立期間①から④までに支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は3万円、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は18万5,000円そして申立期間④は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額については 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日

- ② 平成15年12月6日
- ③ 平成16年7月10日
- ④ 平成19年12月8日
- ⑤ 平成16年6月1日から同年9月1日まで

申立期間①から④までについては、株式会社Aから賞与を支給され、 厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録が反映されてい ないため標準賞与額として認めてほしい。また、申立期間⑤については、 オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額の厚生年金保 険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立てに係る賞与の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律(以下「特例法」という。)に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①から④までについては、申立人から提出を受けた給与支給明細書から、申立てに係る賞与において厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、当該保険料額に相応する標準賞与額は、申立期間①は3万円、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は18万5,000円そして申立期間④は26万円であることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立てに係る標準賞与額については、申立期間①は3万円、申立期間②は11万5,000円、申立期間③は18万5,000円そして申立期間④は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほ かに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らか でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額 に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これ を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったと は認められない。

2 申立人は、申立期間⑤の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人から提出された給与明細書より確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間⑤の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付 義務の履行については、事業主は不明との回答をしているが、これを確 認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないと 判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬 月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを 確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは 認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年3月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月12日から同年6月10日まで 昭和20年3月12日から同年6月9日まで、株式会社AのB工場で勤 務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の記録が確認でき ないので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録(資格取得日は昭和20年3月12日、資格喪失日は未記載)の記載が確認できる上、同記録について昭和20年9月29日以降に書き換えた同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても記録の記載が確認できる。

また、株式会社Aは「申立人について、昭和20年3月12日から当社に 勤務していた。」と回答している上、年金事務所は、申立人の未統合の記 録について、「退職日(資格喪失日)が不明のため基礎年金番号に統合で きないが、当該記録は申立人の記録として判明している。」旨の回答をし ていることから、当該未統合記録は、申立人の記録と判断できる。 一方、当該未統合記録は厚生年金保険の被保険者資格喪失日が記載されていないものの、申立人は、同年6月9日まで勤務した旨及び同年6月9日前後の出来事についての詳細を具体的に供述しており、その供述内容について、当時の同工場における状況と一致していることから、資格喪失日に係る供述については、具体性があり、信憑性が高いと認められるため、同年6月9日まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における継続勤務及び事業主による厚生年金保険料の控除が推認できること、一方でその推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年3月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月10日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上述の名簿の記録から 50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年11月及び同年12月は22万円、4年1月から同年12月までは24万円、5年1月及び同年2月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月12日から5年3月26日まで 平成3年11月12日から5年3月25日まで、A所に勤務したが、この間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給料支給額と異なり引き下げられた記録となっている。

申立期間の給料明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるこ とから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな る。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該給料明細書で確認できる厚生年金保険料額から、平成3年11月及び同年12月は22万円、4年1月から同年12月までは24万円、5年1月及び同年

2月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報 酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間 にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報 酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、 社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行 っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月1日から14年7月31日まで

② 平成14年7月31日から同年11月1日まで

昭和56年4月30日から平成14年10月31日までの間、株式会社Aに継続して勤務したが、申立期間①については、標準報酬月額が当時の給与支給額と比べ引き下げられた記録となっており、申立期間②については、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無いので、それぞれ被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年6月までは32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日より後の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、当社が厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」としている。

これらを総合的に判断すると社会保険事務所(当時)において、当該 遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録 訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額 は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが 必要である。

2 申立期間②について、元同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録 (平成 14 年 10 月 20 日離職)から、期間の特定はできないものの、申 立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 14 年 7月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時加入していたほかの 37 人の従業員も全員同日付けで被保険者資格を喪失している上、そのうち、20 人が同日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、元同僚から提出された平成 14 年 9 月分の給与明細書から、厚生年金保険料及び健康保険料は事業主により給与から控除されていないことが確認できるほか、オンライン記録では、申立人は、同年 8 月 12 日に健康保険証を返納していることとされている。

さらに、株式会社Aの事業主は、「申立期間当時、保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退し、健康保険のみ任意継続することにし、従業員にその旨説明した。」としている。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格喪失日及び同社C支社の資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から同年11月1日まで A株式会社に昭和38年3月から平成19年12月まで継続して勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。 欠落している被保険者期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された、申立人の異動経歴が記載された個人台帳から判断すると、申立人は当該事業所に昭和 38 年 3 月 11 日から平成 19 年 12 月 31 日まで継続して勤務し(昭和 43 年 10 月 1 日に同社 B 所から同社 C 支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C支社の事業所別被保険者名簿の昭和43年11月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を、 社会保険事務所(当時)に対して行なったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①及び②は 62 万 9,000 円、申立期間③は 68 万 6,000 円、申立期間④は 70 万 1,000 円、申立期間⑤は 75 万 8,000 円、申立期間⑥は 76 万 8,000 円、申立期間⑦は 81 万 1,000 円、申立期間⑧は 79 万 1,000 円、申立期間⑨は 82 万 3,000 円、申立期間⑩は 70 万 5,000 円、申立期間⑪は 37 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日

- ② 平成 15 年 12 月 18 日
- ③ 平成16年6月21日
- ④ 平成16年12月17日
- ⑤ 平成17年6月15日
- ⑥ 平成17年12月16日
- ⑦ 平成18年6月16日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 15 日
- 9 平成19年7月2日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 14 日
- ① 平成20年7月9日

株式会社Aから支給された申立期間の賞与の記録が無いが、賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る株式会社A発行の賞与支給明細書及び申立人名義の預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑦まで、及び⑨の標準賞与額については、 当該賞与支給明細書における保険料控除額から、申立期間①及び②は 62 万9,000 円、申立期間③は 68 万 6,000 円、申立期間④は 70 万 1,000 円、 申立期間⑤は 75 万 8,000 円、申立期間⑥は 76 万 8,000 円、申立期間⑦は 81 万 1,000 円、申立期間⑨は 82 万 3,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間®、⑩及び⑪の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び当該賞与に係る保険料控除額から、申立期間®は79万1,000円、申立期間⑩は70万5,000円、申立期間⑪は37万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の合名会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年3月19日、資格喪失日は41年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年8月まで

年金記録を確認したところ、合名会社Aに勤務した申立期間において 厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

合名会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの資格取得日が昭和40年3月19日で、申立人と生年月日が一致し、氏名が一字違いとなっている、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿により資格取得日が昭和 40 年 3月 19 日付けで、合名会社Aにおいて付番された当該記号番号は、被保 険者名及び生年月日が申立人と一致する上、元事業主が申立人は勤務して いたと供述していることから、当該未統合の記録は申立人の被保険者記録 であると認められる。

一方、前述のとおり当該未統合記録は厚生年金保険の資格喪失日が記載されていないものの、申立人と同じ職種であった同僚は、「自分が入社(資格取得日は昭和40年3月30日)したときは、申立人は既に勤務していたが、昭和40年暮れに退職し、翌年3月に会社に顔を出したことを記憶している。」と供述していることから、申立人が昭和40年12月末まで

合名会社Aに勤務していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 40 年 3 月 19 日に被保険者 資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったこと が認められるとともに、申立人の申立事業所における資格喪失日は 41 年 1月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該未統合の健康保険 厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 40 年 3 月から 40 年 12 月ま での期間を 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月19日までの期間及び41年1月1日から同年8月までの期間については、元事業主は会社は既に解散したため、書類は残っておらず、厚生年金保険料の控除については分からない旨回答しており、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚13人に照会し、回答を得た9人からも申立人の厚生年金保険料の控除について推認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所(現在は、C株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年4月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月21日から同年4月4日まで 昭和33年にD株式会社(現在は、C株式会社)に入社し、退職する までC株式会社又は関連企業に継続して勤務していた。厚生年金保険の 記録に、3か月の未加入期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社提出の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、C株式会社及び関連会社に継続して勤務し(厚生年金保険の適用上はA株式会社B所からC株式会社E所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B所における資格喪失時のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、異動日については、上記人事記録上は昭和36年6月21日とされているが、同僚の供述により、異動後も給与はA株式会社B所から継続して支払われていたとされることや、C株式会社E所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、38年4月4日であることから、同日とするこ

とが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年2月28日まで

日本年金機構の記録では、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、実際に支給された給料よりも低額となっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成10年10月30日付けの訂正処理で、同年4月1日まで遡って9万2,000円に減額訂正され、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年2月28日)まで継続していることが確認できる上、事業主を含む被保険者6人全員について同様の遡及訂正処理がなされていることが確認できる。

また、4人の同僚のうち回答があった1人は、「経営不振で、資金繰りに苦労していたと思う。給料の遅配があった。」と供述している上、元経理担当役員は、「当時の経営状態は悪く、税金や社会保険料の滞納があった。ある時、社会保険事務所に社長と二人で滞納の相談に行ったところ、担当者から従業員全員の標準報酬月額を最低等級に引き下げるようにアドバイスを受けた。社長が同意したので提案を受け入れた。」と供述している。

さらに、上述の同僚及び元経理担当役員は、「申立人は営業事務を担当していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、昭和 53 年の誕生日頃に国民年金の加入手続をして、その後は継続して保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年の誕生日頃に国民年金の加入手続をして、その後は継続して保険料を納付してきたとしているが、申立人の申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には昭和 58 年 7 月 17 日に国民年金の資格を喪失し、その後 61 年 4 月 1 日に第三号被保険者の資格を取得したことが記載されており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年12月まで

私は昭和 51 年 12 月末で会社を辞め、52 年 1 月 17 日に父と一緒にA 市役所に行き国民年金の加入手続をした。交付された年金手帳に国民年 金の「はじめて被保険者となった日」が書いてあるのでその日だと思う。 保険料はB銀行(現在は、C銀行)及びD農協で納付していた。申立期 間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年1月17日に父親と一緒にA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、現在所持する年金手帳の交付を受けたとしているが、当該年金手帳の氏名欄には56年2月に結婚した後の姓名である「E」と記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の 資格取得時期から昭和 56 年4月頃に払い出されたと推認され、その払出 時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、 当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別 の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年12月まで

私の国民年金については、私が自宅のA店を手伝っていた昭和 40 年 *月に 20 歳になったので、父が加入手続してくれたと思う。当時は町内に納税組合が組織されており、組合の代表が国民年金保険料、国民健康保険料、所得税及び固定資産税等を併せて集金していた。父が家族全員分の保険料をまとめて納めていたと聞いており、私の分だけ納付しなかったとは思えない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父がB町(現在は、C市)で国民年金の加入手続をして納税組合を通して保険料を納めてくれていたはずだとしているが、加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父は既に他界しており、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の 資格取得時期から昭和 46 年 10 月頃に払い出されたと推認され、その払出 時点からすると申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間で ある上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申 立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私と妻の年金手帳の国民年金の記録欄には、いずれも、国民年金の第1号被保険者となった日が「平成3年2月21日」、同被保険者でなくなった日が「平成3年3月1日」と記載があり、この期間の国民年金保険料は夫婦共に納付したはずである。夫婦共に申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦共に納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人及びその妻共に、当該申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立期間の前後の期間はオンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者とされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年11月頃に払い出されたと推認され、ほかに年金手帳の交付を受けていないとしていることから、当該記号番号が払い出されるまでは、申立期間は未加入期間であったと考えられ、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、年金手帳の国民年金の記録の「被保険者となった日」欄に記載さ

れた年月日は、制度上、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず被保険 者資格を取得した日が記載されるものであって、保険料を納付したことを 示すものではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

私と夫の年金手帳の国民年金の記録欄には、いずれも、国民年金の第1号被保険者となった日が「平成3年2月21日」、同被保険者でなくなった日が「平成3年3月1日」と記載があり、この期間の国民年金保険料は夫婦共に納付したはずである。夫婦共に申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦共に納付したはずであるとしている。しかしながら、申立人及びその夫共に、当該申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると申立期間前後の期間は第3号被保険者とされているところ、申立期間については申立期間から2年以上経過した平成5年4月26日に第1号被保険者に種別変更された記録となっており、当該変更処理が行われるまでは、申立期間は国民年金保険料納付を必要としない第3号被保険者期間であったと推認され、当該種別変更手続を行った時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から 59 年3月までの期間、63 年1月から同年 3月までの期間及び平成3年4月から同年6月までの期間の付加年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで

② 昭和63年1月から同年3月まで

③ 平成3年4月から同年6月まで

私は、A役場において国民年金の加入手続と付加年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料及び付加年金保険料を一緒に納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の付加年金保険料が未納 となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、A町役場において国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料及び付加年金保険料を一緒に納付してきたとしているが、申立人は、申立期間①から③に係る付加年金保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。
- 2 申立期間①について、申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)には、 昭和57年4月に付加年金を脱退と記載されていることから、申立期間 ①は付加年金未加入期間と推認され、制度上、付加年金保険料を納付 できない期間である。

また、申立期間②及び③の付加年金保険料も、オンライン記録では未納となっている。

3 申立期間②及び③について、申立人のオンライン記録には、申立期

間②及び③の国民年金の保険料をそれぞれ過年度納付したことが記載されているところ、付加年金保険料は、制度上、遡って納付することはできないことから、申立期間②及び③の付加年金保険料は、当該期間の国民年金保険料と一緒に過年度納付することはできない。

- 4 このほか、申立人が申立期間の付加年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付した ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間の付加年金保険料を納付していたもの と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から60年3月まで

私が国民年金に加入した時期については、私が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 57 年*月*日と記載されていることから、私が 20 歳になった時に両親がその加入手続をしてくれたと思う。また、国民年金加入後の私の国民年金保険料については、当時、定期的に自宅に来ていた集金人を通じて、両親の国民年金保険料や税金等と一緒に、両親が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 57 年*月に、その両親が申立人の国民年金加入手続を行い、定期的に自宅に来ていた集金人を通じて、申立人の国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人及びその両親は、申立人が 20 歳になった 57 年*月当時の、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶が明確でなく、その当時の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 60 年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 57 年 11 月及び同年 12 月は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、58 年1月から 60 年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人及びその両親は当該期間の保険料を遡って納付したかどうかについて記憶が明確でなく、当該保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月5日から36年1月21日まで

② 昭和36年1月21日から41年2月1日まで

国(厚生労働省)の記録では、株式会社Aと株式会社Bに勤務していた際に加入していた厚生年金保険について、脱退手当金を請求したこととなっているが、そのようなもの自体、今まで知らなかった。今回、日本年金機構より、このような記録になっているとの通知があり、大変驚いている。私は絶対に受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aと株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱 42/1859」の記載がある上、支給金額に計算上の誤りは見当たらない。

また、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には資格喪失日が昭和36年1月21日と記載されているが、これは42年10月23日に行われた資格喪失日の訂正処理によるものであることが確認でき、訂正前の記録では株式会社Aと株式会社Bの厚生年金保険被保険者期間には重複期間があり、この処理により重複期間が解消されていること、及び申立期間の脱退手当金が同年11月22日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い被保険者期間の重複が解消されたと考えるのが自然である。

このほか、申立人に照会しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月6日から37年3月11日まで

② 昭和38年2月21日から41年6月14日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金として支給されたことになっているが、自分は脱退手当金を請求したことも、受給した覚えも無いので、調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月1日から40年8月19日まで

② 昭和40年8月19日から43年8月22日まで

私は、60歳の年金裁定時に、申立期間の脱退手当金を受給していることを知らされた。私は、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことも、脱退手当金制度があることも知らなかった。私は、申立期間に脱退手当金を受給していないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年12月7日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約4か月後の昭和43年12月16日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年12月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月24日から38年3月26日まで 年金事務所の記録では、昭和39年5月28日に脱退手当金を受給した ことになっているが、株式会社A(現在は、B株式会社)を辞めるとき、 脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また退職して約1年2か 月後にはどう考えても受給していないので、厚生年金保険の記録として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を 意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤 りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、株式会社Aを退職して約1年2か月後に脱退手当金が支給された記録になっていることについて、不自然であると主張しているが、昭和35年から43年までに当該事業所を資格喪失した同僚のうち脱退手当金の受給資格を満たす同僚の記録を調査したところ、脱退手当金が支給された記録になっている者が3人確認でき、そのうち2人は約1年後に、1人は約1年8か月後に支給決定が行われた記録になっており、申立人の申立内容を裏付けるものとはいえない。

さらに、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほか に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月20日から39年5月1日まで 厚生年金保険を脱退すれば、一時金が受け取れるという制度すら知ら なかった私が、脱退手当金を請求し、受け取るはずがない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、脱退手当金の支給を意味する「△脱」のスタンプが押されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から32年5月20日まで

国(厚生労働省)の記録によると、申立期間については、脱退手当金 を受け取っているとのことであるが、受け取った記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその後2ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格を有している同僚8人(昭和32年12月から41年8月の間に被保険者資格を喪失)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録から、そのうちの7人に支給記録が認められ、その全員について3か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時は、通算年金制度前であったことを踏まえると、当該事業所により代理請求手続が行われていた可能性があったものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、給付種類「脱手」、資格期間「43」、支給(開始)年月日「32.6.26」と記されているとともに、資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月4日から35年10月20日まで

② 昭和37年1月21日から37年3月10日まで

③ 昭和37年5月1日から38年9月3日まで

④ 昭和39年7月2日から40年10月1日まで

厚生年金保険を脱退する意思も無かったし、脱退すれば一時金を受け 取れるという制度すら知らなかった私が、脱退手当金を請求し、受け取 るはずがない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示(脱A)が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立 人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給し ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月18日から37年10月28日まで A株式会社を退社した後、社会保険事務所(当時)に行って脱退手当金を請求し、2、3か月後に2万円ほど受給したことを記憶しているが、年金事務所で確認したところ、脱退手当金は2回受給したこととなっていた。自分が脱退手当金を受給したのは1回のみであるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続をしたと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月12日から38年4月8日まで

② 昭和42年3月10日から44年9月30日まで

A株式会社を退社後、脱退手当金の請求手続をしようとしたが書類不備により受理されず、脱退手当金裁定請求書も返却された。その後つわりがひどくなったので、そのまま請求に行かなかったが、平成12年頃に夫の年金手続に行った際に自分の記録を確認したところ、手続をしなかったはずの脱退手当金が支給されたことになっていた。返却された請求書をまだ保管しているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社を退社後、脱退手当金の請求手続をしようとしたが書類不備により受理されず、その後は請求手続をしなかったと主張しているところ、申立人が現在も所持している当該裁定請求書には記載事項の誤りや添付書類の不備があったことが確認できる。

しかしながら、B年金事務所提出の申立期間に係る脱退手当金裁定請求 書の氏名欄には申立人の記名押印が確認できるほか、A株式会社が発行し た申立人に係る退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、 申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受理されなかった脱退手当金裁定請求書 を所持しているほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる 事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から46年6月28日まで 日本年金機構から「確認のハガキ」が届き、株式会社Aに勤務してい た厚生年金保険の期間が脱退手当金で支給済みになっていると記されて いた。私は、脱退手当金という制度を知らなかったので、請求も受給も していないと思う。調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年8月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から55年10月まで

A株式会社に勤務していた申立期間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは、同僚の供述からうかがえるものの、同社は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同僚から申立人の申立期間に係る保険料の事業主による給与からの控除についての具体的な供述を得ることができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

なお、A株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったが、複数の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は強制ではなかった。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月15日から同年8月5日まで 昭和51年5月にA地にある有限会社BにCとして入社し、同年8月 まで勤めたが、厚生年金保険の加入記録が無い。この期間を厚生年金保 険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bの元事業主の証言により、申立人が申立期間にCとして、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が勤務したとする有限会社Bは、申立期間において、所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無く、また、社会保険事務所(当時)にも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、当該事業所は、「当時、従業員が5人未満であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、元事業主は、当時から厚生年金保険の適用事業所となる手続をとっておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

さらに、申立人はその同僚の名前も覚えていないとしており、保険料控除の記憶も明確ではなく、さらに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月1日から46年7月1日まで

② 昭和47年3月13日から48年8月1日まで

昭和45年6月から46年1月末までA所(現在は、株式会社B)の本社に勤務し、同年2月から48年7月までC内のA所のテナントでD等の販売員として勤務したが、申立期間①及び②の年金記録が無い。

申立期間は当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A所に勤務していた同僚 16 人に照会し、回答のあったうちの1人が、「申立人は申立期間①に勤務していた。」と供述している上、雇用保険の記録から、申立期間①のうち、昭和 46 年1月28日から同年7月1日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記同僚照会で回答のあった9人のうちの4人からは、「A所は正社員でも入社後3か月から10か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」としている上、ほかの1人は、「試用期間には個人差があり、正式採用から社会保険加入までとても長く要していた。」と供述している。

また、申立期間①に係るA所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号は連番になっており、欠番は無く、現存する記録以外は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①は国民年金の被保険者期間となっており、そのうちの昭和 46 年4月から同年6月までは保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

2 申立期間②について、上記同僚照会で回答のあった9人のうち1人は、「申立人は、勤務時期が定かでないが勤務していたと思う。」としているものの、残りの8人が「申立人は勤務していたかどうか分からない。」としている上、雇用保険の離職日が申立期間以前の昭和47年3月11日となっており、申立人の勤務の実態が確認できない。

また、A所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、 資格喪失日が昭和47年3月13日、健康保険証の返納日が同年4月と記録されている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②は国民年金の被保険者期間となっており、そのうちの昭和47年3月から48年3月までは保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

3 株式会社Bは、「当時の資料は残っておらず、申立人の全申立期間に 係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等については不明である。」 と回答している。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる給与明細書等も無く、そのほかの関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月2日から同年12月1日まで A機関に勤務した期間に係る厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真及び同僚の供述により、申立期間前後において、申立 人がA機関に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、A機関は昭和 35 年 4 月 1 日に健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その事務を引き継いでいるB機関C課は、申立期間に係る厚生年金保険の適用の届出及び保険料控除等の関係書類を保存していないとしている。

また、同僚からも申立人の保険料控除について供述を得ることはできず、 申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除 について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の「申立期間当時はD機関の職員であった。」との供述から、D機関E部(当時)等に係る事業所別被保険者名簿の申立期間について確認したが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月15日から31年3月20日まで

② 昭和31年8月2日から32年3月16日まで

③ 昭和32年8月1日から33年4月1日まで

平成22年9月に日本年金機構からのはがきでA株式会社に勤めた期間について脱退手当金が支給された記録となっていることを初めて知った。 脱退手当金という言葉を聞いた記憶ももらった記憶も一切無い。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年12月1日から適用事業所でなくなった33年12月20日の間に脱退手当金の受給資格のある女性は15人認められるが、他社で継続して被保険者資格を取得している2人を除く13人のうち、7人に脱退手当金の支給記録が認められ、当該7人のいずれもが4か月以内に支給が決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年6月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から36年4月1日まで

- ② 昭和35年4月1日から同年6月1日まで
- ③ 昭和36年4月1日から同年6月1日まで
- ④ 昭和37年4月1日から同年6月1日まで

私の脱退手当金は、A所の期間及びB所の期間並びにC所の期間を基礎として支給決定された記録になっている。しかし、昭和 46 年 3 月に C所を結婚退職する際、脱退手当金の説明を受け、B所及びC所に勤務した期間を対象とした脱退手当金を請求し、受け取ったことは覚えているが、申立期間①のA所に勤務した期間の脱退手当金については、請求したことも受給したことも無いので申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②から④までについては、昭和34年4月から37年3月31日までD地のE所に勤務し、35年4月から厚生年金保険に加入し保険料を控除された。その後、37年4月1日からF地のG所に勤務した。E所とG所はグループ事業所なので、継続して厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間②から④までを厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が受給を認めている期間と申立期間①は、社会保険庁(当時) の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、 脱退手当金裁定請求書には、申立人の供述どおり、初めて被保険者として使用された事業所欄にHと記入され、A所(現在は、G所)については記入されていないが、厚生年金保険被保険者台帳の記号番号欄にはA所に勤務した際に交付された厚生年金保険被保険者証の番号が記載されている。

また、脱退手当金裁定伺には、申立期間①の事業所名、適用期間、標準報酬月額等が記されており、この期間を含め支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立人の脱退手当金の支給については、申立人の脱退手当金 裁定請求書の提出に基づきなされたもので、脱退手当金裁定伺が適正に 作成されており、申立期間①と申立人が受給を認めている期間を基礎と した脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不 自然さはうかがえない上、申立人に聴取しても、申立期間①を含む脱退 手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、E所において勤務し、昭和 35 年 3月に事業所から厚生年金保険に加入する説明を受け、同年4月から厚 生年金保険料を給与から控除されたと申し立てている。

しかしながら、E所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年6月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間②に引き続いて厚生年金保険被保険者の記録が存在するA所に関しては、G所が保管する社会保険加入者名簿において、申立人のA所での厚生年金保険被保険者資格取得日は35年6月1日、資格喪失日は36年4月1日と記載されていることが確認でき、事業所は、「申立期間②の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。申立てどおりの届出は行っておらず、国側の記録どおりの届出を行った。」と回答している。

また、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和35年4月1日から同年6月1日までの期間に被保険者資格を取得したことが確認できる47人の被保険者のうち、連絡先の確認できる18人に文書照会を行ったが、申立人の勤務期間を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、回答を得られた7人の同僚のうち、自身の入社時期と被保険者資格取得時期について6人は合致していると回答し、1人は不明と回答している。

さらに、申立人の入社時に既に勤務していたと申立人が記憶している 同僚も、申立人と同様に昭和 35 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得して いる。

加えて、申立人のA所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人はE所に勤務していたと申し立てているが、E所は平成 12 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、E所の資料を保管するG所から提出された社会保険加入者名簿において、申立人のE所での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 36 年 6 月 1 日、資格喪失日は 37 年 4 月 1 日と記載されていることが確認でき、当該事業所は、「申立期間③の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。申立てどおりの届出は行っておらず、国側の記録どおりの届出を行った。」と回答している。

また、E所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している被保険者は、E所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人を含めて 10 人確認でき、このうち7人は申立人と同様に同年 4 月 1 日に、1 人は同年 5 月 1 日に A 所で被保険者資格を喪失している。

さらに、文書照会に回答のあった3人の被保険者は、申立人について 記憶が無く、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間の差異につい ても記憶が無く分からないとしており、申立人の申立期間③に係る勤務 実態について、確認することができない。

加えて、申立人のE所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 4 申立期間④については、申立人は、G所に勤務していたと申し立てているが、G所から提出された社会保険加入者名簿において、申立人のG所での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年6月1日、資格喪失日は42年4月1日と記載されていることが確認でき、事業所は、「申立期間④の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。申立てどおりの届出は行っておらず、国側の記録どおりの届出を行った。」と回答している。

また、申立人が勤務を始めたとする昭和 37 年4月1日に被保険者資格を取得している被保険者は、G所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により4人確認できるが、このうち連絡先の確認できる2人に文書照会を行ったところ、回答のあった1人の同僚は、申立人を記憶しておらず、自身の入社時期と被保険者資格取得時期については合っていると回答しており、申立人の申立期間④に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、申立人のG所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、訂正等の形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月11日から同年8月28日まで

② 昭和36年9月4日から39年1月26日まで

③ 昭和39年5月21日から46年3月20日まで

年金事務所の記録では、A株式会社及びB株式会社(名称変更後はC株式会社)に勤めた期間について、平成12年7月14日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は手続をしたことは無いし、銀行に振り込まれた様子も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所、氏名押印及び当該脱退手当金に係る厚生年金保険被保険者記号番号が確認できるとともに、当該裁定請求書に記入された脱退手当金の振込先銀行名及び預金通帳の記号番号が申立人が口座を開設している銀行及びその口座番号であることが確認できることから、当該脱退手当金は、申立人の意思に基づき請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、前記脱退手当金裁定請求書の裁定伺に示されている支給金額(8万8,900円)と一致しているほか、当該請求書には請求の受付日(12.6.16)、振込年月日(12.7.14)等の記載がされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月24日から39年10月26日まで

② 昭和40年5月1日から43年6月1日まで

平成 22 年9月頃に年金事務所からはがきが来て、A株式会社及びB株式会社に勤務していた期間が、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。B株式会社は、結婚のために退職したが、脱退手当金の支給日が昭和 46 年4月7日とされている。その頃は二女を出産したばかりで、脱退手当金を請求できるような状況になかったし、受給した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、同事業所を 退職した約2年11か月後の昭和46年3月31日に旧姓から新姓に氏名変 更されており、申立期間の脱退手当金が同年4月7日に支給決定されてい ることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考 えるのが自然である。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年8月1日まで ねんきん特別便から、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期 間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、給与から53 万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されているにもかかわらず相 違していた。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成12年度及び13年度の賃金台帳及び申立人の給与明細書によると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A株式会社は、「平成12年12月から申立人の標準報酬月額を53万円から41万円にする随時改定の届出を行ったが、13年1月の給与から、41万円に基づく保険料としなければならなかったところ、誤って13年7月まで53万円に基づく保険料を控除しており、13年8月の給与から41万の保険料控除としたので、13年1月から同年7月までの7か月分の個人負担の差額分を13年9月分及び同年10月分で申立人に払い戻した。」と供述している。事実、当該事業所から提出された申立期間における平成12年度及び13年度の賃金台帳及び給与明細書から、標準報酬月額53万円から41万円に減額された厚生年金保険料の差額金額が13年9月分及び同年10月分の給与で払い戻されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、こ れに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間に係る標準報酬月額については、オンラインで記録されている標準報酬月額と申立人の給与明細書において確認できる源泉控除されていた保険料額(上記、差額清算後の保険料控除額)及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成2年10月1日まで 昭和40年代から平成10年5月26日まで、有限会社Aに勤務し給与 から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における標準報酬 月額は、当時の給与支給額と異なり減額された記録となっており、給 与が毎年昇給していた時期に考えられないので、会社の経理顧問であ るBを調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額と異なり減額された記録となっており、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかしながら、同社の顧問会計事務所が提供した、申立期間を含む昭和59年から平成2年までの申立人に係る源泉徴収簿では、申立人の各月の給与総支給額は、昭和59年は30万円、申立期間の60年から平成元年までは28万5,000円、2年は30万円であることが確認できることから、申立期間について、昭和60年10月の定時決定において標準報酬月額が減額されても不自然とは言えず、申立人の主張とは異なる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間のうち、昭和60年

10月から61年3月までの期間、及び平成2年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、当該期間に係る当該源泉徴収簿によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額よりも高額となっているものの、当該月分の総支給額による報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも同額ないし低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から同年12月1日まで

② 昭和42年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A株式会社B所において昭和 36 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得したことになっているが、私が 41 年 4 月に作成した履歴書には、同社に 36 年 8 月入社と記載してあるので、厚生年金保険の被保険者資格取得日を 36 年 8 月 1 日に訂正してほしい。

また、昭和42年10月1日にC株式会社において被保険者資格を取得したことになっているが、同社には、同年8月に入社したので、同社での被保険者資格取得日を42年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保管していた昭和 41 年4月作成の 履歴書の写しから、申立人が申立期間当時、アルバイトとしてA株式会 社B所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、申立人と同様にアルバイトとして勤務 していた元同僚は、「厚生年金保険には3か月の試用期間後の加入であったと記憶している。私の場合、3か月の試用期間終了後から厚生年金 保険料が給与から控除されていた。」と供述している上、アルバイトと して勤務していた複数の元同僚も、「厚生年金保険に加入したのは、入 社後しばらくたってからであった。」と供述している。

また、申立人が保管している年金手帳によると、オンライン記録と同日の昭和36年12月1日に、D地において、厚生年金保険被保険者資格を取得したとの記載がある。

さらに、A株式会社は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の

雇用期間及び厚生年金保険の被保険者期間については不明である。」と 回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名 簿に、申立人が申立期間において被保険者資格を取得した記録は確認で きない上、同期間の整理番号に欠番は無い。

2 申立期間②について、申立人はC株式会社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人が保管している年金手帳によると、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した、昭和42年11月1日の直後である、同月6日に、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において勤務していた元従業員二人 に照会したが、申立人については覚えていないとしている上、元事業主 から申立人に係る照会への回答は得られず、申立期間②に係る勤務実態 について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が申立期間において被保険者資格を取得した記録は確認できない上、同期間の整理番号に欠番は無い。

3 このほか、申立人が両申立期間において事業主により給与から厚生年 金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い 上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除につ いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月7日から48年7月31日まで 厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこと になっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていない ので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「給・脱」欄の「脱」のところに脱退手当金が支給されていることを意味する〇表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当時、通算年金制度について知らなかったと供述しており、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月5日から41年10月26日まで

② 昭和41年11月21日から43年2月4日まで

平成 15 年に年金を請求した時、脱退手当金を受け取っていると知らされたが、私には受け取った覚えが無い。不審に思っていたところ、脱退手当金の受給を確認するはがきが来たので、改めて調査をしてもらいたいと思い、申立てをした。調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月21日から43年3月21日まで 国(厚生労働省)からのはがきの記録では、A株式会社に勤務してい た申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は、脱退手当 金を請求したことも支給を受けた記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示の記載があり、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 43 年 3 月 21 日)から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から39年10月1日まで

② 昭和39年10月5日から41年9月1日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、株式会社Aに係る資格喪失日(昭和41年9月1日)から約2か月後の昭和41年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに 脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月25日から34年6月1日まで

② 昭和36年10月25日から38年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A株式会社を退職後の昭和 38 年 7 月 30 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているが、この時期に脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB株式会社(C区)及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間①の記録について、「昭和32年9月30日切替」までの被保険者期間「24か月」、標準報酬合計額「150,000円」と記され、「38.6.14回答済」の押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、A株式会社を退職後、昭和 59 年 3 月にD株式会社に係る被保険者資格を取得するまでの期間、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月1日から35年2月15日まで

② 昭和35年8月27日から36年4月1日まで

兄の紹介で、A所(B所)に就職し、昭和34年7月から40年3月末まで勤務したが、厚生年金保険の加入は35年2月15日から同年8月27日までとなっている。(なお、36年4月1日から40年3月末までは、今回は申立てをしない。)

同僚は勤務した全期間について厚生年金保険の加入記録があるとのことなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及び複数の同僚の供述により期間の特定はできないものの、申立人がA所(B所)に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A所は、昭和35年2月15日 に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業 所でなかったことが確認できる。

また、A所が適用事業所となった昭和35年2月15日に申立人を含む8人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、連絡先の判明した4人に照会したところ、適用事業所になる前の厚生年金保険料控除については不明と供述している。

2 申立期間②については、申立人及び複数の同僚の供述により申立人が

当該期間においてA所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年2月15日に被保険者資格を取得した申立人を含む8人のうち、同年3月26日に3人が資格を喪失、同年5月27日に1人が資格を喪失、同年8月27日に申立人を含む2人が資格を喪失していることが確認できる上、当該喪失届は同時に行われており、当該記録に訂正、取消し、改ざんの形跡は無い。

なお、昭和 35 年 3 月 26 日に資格を喪失した 3 人のうち 2 人は、36 年 3 月及び 38 年頃まで A 所に勤務していたと供述している。

また、当時の同僚が名前を記憶している同僚で、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録の無い者がいることが確認できる。

- 3 さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって おり、事業主及び当時の事務長も死亡しているため、両申立期間におけ る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。
- 4 加えて、両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から34年5月1日まで 死亡した父親が、生前、「独立して事業を行う前に技術を身につける ために10年くらいA株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険被保 険者記録が無い。」と話していた。その期間のうちの一部がB所(名称 変更後は、C所)の名称での記録が判明した。期間の判明した事業所は、 父が勤務していた会社の名称とは相違しているのでそれ以前の期間につ いてもA株式会社とは違う名称であったと思われる。申立期間を厚生年 金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B所の同僚の供述により、申立期間において、当該事業所の前身である D(個人事業所)に申立人が勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「自分は、Dの元事業主と一緒に同社を立ち上げた。申立人の正確な入社日は記憶に無いが申立人は、他界した社長が取引先であったEから引き抜きDの社員とした。当時、Dは個人経営であったが、Fの傘下に入り、社会保険の適用事業所となった。社会保険に加入する前は健康保険料や厚生年金保険料などは控除していなかったと思う。したがって、自分の厚生年金保険の記録も昭和34年5月1日からとなっている。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、当該事業所はB所の名称で、昭和34年5月1日付けで健康保険厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、

当該事業所名簿及びオンライン記録において、申立人が主張する「A株式会社」、「G所」等の名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

さらに、B所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、 元事業主は他界しているため、申立ての事実について供述を得ることがで きない。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、B所が厚生年金保険の新規適用となった昭和34年5月1日付けで事業主、同僚6人と連番で申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が新たに付番されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から同年12月1日まで 私は、高校卒業後に新卒としてA株式会社に入社した。その後、株式 会社Bに出向し昭和49年10月1日付けで転籍した。家の事情で、51 年8月に同社を退職したいと申し出たが引き伸ばされ、賞与をもらう3 日前の同年11月30日に退職したのに、当該申立期間における厚生年金 保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bに昭和51年11月30日まで勤務していたと主張しているものの、申立人の株式会社Bにおける離職日は、雇用保険の加入記録により51年10月31日であることが確認できる。

また、株式会社Bの事業所別被保険者名簿及びC会が保管している申立 人の厚生年金基金加入員台帳には、申立人の資格喪失日は昭和51年11月 1日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、株式会社Bから提出された資料において、申立人の退社年月日が昭和51年11月1日と記録されているところ、同社は、「この退社年月日は退職日の翌日で記載しているので、申立人の退職日は51年10月31日である。」と回答している上、同僚に照会したものの、申立人の申立期間の勤務について具体的な回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 51 年 11 月 1 日から国民年金の被保険者となり、同年 11 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。